

一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020. 6. 17

新型コロナウイルス関連情報 NO.33

飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて 料飲店等期限付酒類小売業免許の申請期限は 6/30 です。

一般社団法人日本フードサービス協会 会 長 赤塚 保正

1. 沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、 地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を 緩和することとしました。

この取組により、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様によるテイクアウトや テラス営業のための路上利用について、地方公共団体等が一括して占用許可の申請をしていただく と、道路占用の許可基準が緩和されます。

また、この取組については、地方公共団体においても同様の取り組みを要請している、とのことです。

■ <u>新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための取扱いについて(令和2年6月5日 国土交通省)</u> https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html

2. 飲食店への酒類小売り販売免許を付与する特例措置

国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で経営に重大な影響を受けているレストランや居酒屋に対して、酒類小売り販売免許を付与する特例措置を講じています。

※ 以下、JF ニュースレターNO.18(令和2年4月10日配信)をご参照ください。

この特例措置の申請期限は6月30日となっていますので、ご確認をお願いします。

- <u>料飲店等期限付酒類小売業免許の申請期限について(令和2年6月16日 国税庁 酒税課)</u> https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020006-090.pdf
- JF ニュースレター NO.18【飲食店の酒類小売り販売免許の特例について】 http://www.jfnet.or.jp/contents/news_letter/files/45_file.pdf
- 新型コロナウイルス関連情報(JF ニュースレター) http://www.ifnet.or.ip/contents/safety/
- ※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。 この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。 お問い合せはJF 事務局:田村(03-5403-1060)、財団事務局:中村(03-5403-1064)にお願いします。
- 新型コロナウイルスに関する情報は、協会のホームページにも掲載しています。 http://www.jfnet.or.jp/